

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	17	府省庁名	文部科学省
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	高等学校等就学支援金制度の見直しに係る所要の措置		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）、特例措置の内容</p> <p>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、自由民主党政務調査会長及び公明党政務調査会長による「公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度の見直しに関する確認書」に基づき、教育費負担における公私間格差の是正を図るための就学支援金の加算の拡充、就学支援金の支給対象を外国人学校以外の各種学校の生徒等へ拡大する等の制度の見直しを行う予定である。</p> <p>これに伴い、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金については、制度の見直し後も、引き続き、公租公課禁止及び差押禁止の措置を講じる。</p> <p>※なお、所得税法第9条第1項第15号により「学資に充てるため給付される金品」は、非課税とされている。</p>		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律第6条第2項、第12条、第13条、同法施行令第4条 ・ 所得税法第9条第1項第15号 ・ 地方税法第2章第1節 道府県民税、第3章第1節 市町村民税 		
減収見込額	<p>[初年度] () [平年度] ()</p> <p>[改正増減収額] (単位：一百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒に対して、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>現行、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき支給される高等学校等就学支援金については、公租公課の禁止及び差押禁止措置が適用されているところ（同法第12条及び13条）。</p> <p>制度見直し後に、新たに対象となる各種学校等の生徒に支給される高等学校等就学支援金及び、私立高等学校等の生徒等に係る就学支援金の加算分について、当該措置を適用しないとすると、支給対象者が実質的に支給の満額を得られないこととなり、(1)の目的を十分に達することができないこととなる。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり 施策目標 2-8 教育機会の確保のための支援づくり
	政策の達成目標	公立高等学校の授業料無償制・私立高等学校等就学支援金制度を着実に実施すること等により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	① 高等学校等への進学率の増加（平成 21 年度：97.9%→平成 24 年度：98.3%） ② 経済的理由による高校中退者数の減少（21 年度：1,647 人→23 年度：945 人）
有効性	要望の措置の適用見込み	・低所得者加算の拡充に係る対象者 →約 54 万人 ・就学支援金制度の対象拡大による支給対象者 →約 1700 人
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	高等学校等就学支援金（加算部分も含む）が非課税となり、かつ、差押えが禁止された場合は、就学支援金の支給額が減額されないこととなるため、高等学校等の生徒の授業料に係る経済的負担が確実に軽減されることから、手段として有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税でも同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	高等学校等就学支援金 平成 26 年度概算要求額 一百万円（事項要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高等学校等就学支援金は、高等学校等の生徒に対し、年額約 12 万円（低所得世帯は増額）の支給を行うことで、授業料に係る経済的負担を軽減するものである。公課を課し、支給額を減額した場合、授業料に係る経済的負担が生じることになるため、非課税等の措置を講ずることが、上記施策の政策目的を達成する上での前提となる。
	要望の措置の妥当性	就学支援金を支給すること、及び特に経済的負担の軽減を必要とする低所得世帯の生徒に対して就学支援金の支給額を加算することは、生徒における授業料に係る経済的負担の軽減に資するものである。公課を課し、支給額を減額した場合や、差押がなされた場合には、授業料の負担が増大することとなるため、政策目的を達成する上で非課税等の措置を講ずることが不可欠である。 なお、今回新たに対象となる外国人学校以外の各種学校、専修学校一般課程の学校（中学校卒業者を対象とする国家資格者（准看護師、理容師、美容師、調理師等）養成課程を置く学校）については、「高等学校の課程に類する課程」であることが制度的に認められたもののみとするものである。したがって、現行制度上対象となっている高等学校等と同等の学校に拡大するものであり、かつ、新たに対象とする学校数・生徒数についても、おおよそ 200 校、1700 人程度と限定的なものとなる予定である。
	ページ	17-2

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	高等学校等就学支援金制度創設時の平成 22 年度税制要望において、就学支援金（加算額も含む）の公課及び差押えの禁止について要望しており、認められているところ。